

平成29年第3回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 平成29年9月12日
召集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員 長	西岡 克之	副委員長	饗庭 敦子
委員	安部 都	委員	安藤 克彦
委員	河野 龍二	委員	吉岡 清彦
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永 正彦

説明のため出席した者

水道局長 濱 伸二
(水道課)

課長	山口 新吾	参事	中川 修治
課長補佐	渡辺 房子	係長	西村 淳
係長	高橋 庸輔	主任	松永 大輔

(下水道課)

課長	山崎 禎三	係長	相川 沙織
主任	本浦 友恵	主任	藤野 亮

本日の委員会に付した案件

議案第 59号 平成29年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 67号 平成28年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について
議案第 60号 平成29年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 68号 平成28年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について

開会 9時30分

閉会 13時49分

○委員長（西岡克之委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会いたします。

平成29年第3回定例会本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第59号平成29年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

濱局長。

○水道局長（濱伸二君）

皆さんおはようございます。それでは水道局所管水道課2議案につきまして、御審議を受け承りたいと思います。よろしく申し上げます。

まず1件目の第59号平成29年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、水道課長以下関係職員により御説明いたします。

○委員長（西岡克之委員）

山口水道課長。

○水道課長（山口新吾君）

おはようございます。それでは議案第59号平成29年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明をいたします。予算書の1ページをお開き願います。今回の補正につきましては、第2条におきまして債務負担行為を新たに第5条に追加するもので、それぞれ期間及び限度額を定めるものでございます。内容につきまして御説明をいたします。まず長与町浄水場運転管理業務委託でございますけれども、現在委託をしております運転管理業務の管理体制を見直すとともに、透明性や競争性の確保という観点から業者選定にあたり、現在の随意契約方式から競争入札方式に変更を行うものでございます。期間につきましては、平成30年度から平成32年度の3年間としております。これは円滑な業務の引継ぎを行うため移行期間を設け、平成30年4月1日から万全の体制で業務が行えるよう本年中の契約締結を行う必要があるため債務負担をお願いするものでございます。新たな管理体制への移行にあたり、改善すべき点があった場合等を考慮いたしまして3年間というふうにしております。限度額につきましては3億6,000万円を予定しております。次に長与川流量観測業務委託ですけれども、長与川の年間を通じた流量を把握し、今後の水利権増量が可能かどうかを判断するために行うものでございます。方法といたしましては、測定ポイントの断面を測定し、可動式の流速計で流速を計測することで流量を算定するものでございます。期間につきましては平成30年度を予定しております。観測につきましては本年度から行う予定でございますけれども、流量を測定するにあたりましては水量の変動を把握するため1年間の観測が必要であり、2か年にまたがることから平成30年度につきまして債務負担をお願いするものでございます。限度額につきましては800万円を予定しております。

以上が今回の補正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（西岡克之委員）

今説明がありましたので、これから質疑を行います。質疑のある方。
竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

おはようございます。やっど、私も何と言いましょか、個人的に苦節15年といひますか、この随意契約から、開かれたガラス張りの、要は入札にということをずいぶん言ってきたわけですが、今回希望がやっど達せられたと心より喜んでるところです。年間結局3年間で3億6,000万円ということでございますけど、前年度とこの3年間の3億6,000万円が、限度額が正しいのかどうかという意味で、今後予想されるその設計の比較、今までどおりやることと、それからこの限度額を債務負担行為として出す分との比較が分かれば幾らか教えていただきたいと思ひます。まず1点それをお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

山口課長。

○水道課長（山口新吾君）

3年間の比較ということでございますけれども、平成27年から29年度までの分につきましては、設計額で言ひますと平均約8,000万の委託費ということでございます。今回今お願いをされている3年間分の委託契約につきましては、労務単価等の適正な労務単価を設定するということと約3割程度の増額ということと予定をしておるところでございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。
河野委員。

○委員（河野龍二委員）

少し関連しますけれど、3年間の平均が8,000万というふうに言われました。27年度の決算を見るとこの中の委託の中身が変わってくるのかなとちよつと思ひんですけども、この委託料の中身でも、その他のに対して委託部分が合計で含まれてるのかなと思ひんですが、水道事業費用の中の浄水場警備管理委託で1億233万1,293円ですよね27年度で。28年度決算は後から出ますけども、これより少し多かつたかなと思ひんです。8,000万ということでは、この委託、いわゆる運転管理業務委託の中身を少し教えていただきたいと。この27年度の浄水場警備管理委託との違いもちよつと教えていただきたいというふうに思ひます。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

まず現在行っている浄水場の運転管理業務につきましては、基本的に第1、第2浄水

場の運転操作、それから監視業務、機械類の保守点検、簡単な水質検査であったり、施設の清掃、あと給水装置の点検等がございますけれども、今回新たに3年間で委託業務をお願いするところの変更点につきましては、まず単年度契約から3年契約に変わったということがございます。それから集中管理体制への変更ということで、現在第1第2浄水場で管理をしているものを第1浄水場、マルキョウのところですか。そこの第1浄水場で一括管理をすることによりまして、人員の削減を図っていこうということを考えております。それから勤務体制の変更、24時間体制の強化ということで、今、宿直制をしておりますけれども、これを日勤夜勤ということで2交代制に変えたいというふうに考えております。現在外部発注をしておるものを効率化を図るということで統合をして、年間を通じて数量等に変更がないような業務につきましては、その管理委託業務に統合をして業務の効率化を図っていこうというふうなことを考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

率直な意見で今までは随意契約でやられてたということで、随意契約が契約の金額が妥当かどうかというのが委員会の中でずっと言われてて、それを今後、債務負担行為で3年間の契約に変えると。そうすると経費の削減になるんじゃないかというふうな1つは思いがあったんですけども、先程からお伺いしますように平均して8,000万でしたと、今回3億6,000万程度とすると年間1億2,000万ですね。決算の数字からしても契約の金額、年間で割ると限度額ですから当然下がってくる可能性あるのかもかもしれませんが、ここに出てくる債務負担行為で見ると、随意契約の費用の方が経費削減になってたんじゃないかというふうにちょっと見てしまうんですけども、その辺のいわゆるお金に係る部分とこういう債務負担する行為によつての効果といいますか、そこがどういうふうに見ればいいのかと逆に負担が増えて果たしてこれで良かったのかなと、いいのかないかというふうなところを思ってるんですけども、ですからそこら辺この債務負担行為をすることによって、良くなるんだというところをちょっと示していただければというふうに思います。先程もありましたように集中管理をすることで人員が削減されると、にも関わらず、何で債務負担行為で今度限度額が上がってきてるのかなと、ちょっとそこが不可解なんでそこを説明していただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

確かに委員が言われるとおり金額の方については限度額ですけども、入札をした場合でも上るのかなというふうな想定はしておりますけれども、やはり今まで随意契約ということで透明性とか競争性、そういったものをずっと御指摘をさせていただいておったわけですけども、今回3年間の債務にするということで、どうしても今までの単価に

についてはずっと管理公社からの流れで安い単価で行っておりまして、これが悪かったかどうかというのは別問題としまして、よその事業体に比べたら低額で管理業務委託を請け負っていただいたわけですが、今回入札をするにあたりましては通常の積算基準に基づいた労務単価を採用しなければならないということで、どうしても上がってくるということでございます。メリットとしましては、先程も説明したように3年間、複数年契約にするということで、長期的な視野で業務が遂行できるということで受託者にそういったノウハウが3年間蓄積をされまして、現在以上に安心安全な水のそういった業務、それを担保にできる業務が蓄積をされると。技術者の長与町の浄水場施設全体の状況というのも、1年ごとにスキルも向上されるということで、より安心安全な監視体制をつくれるものではないかということで、今回3年間ということでお願いをしている状況でございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今の労務単価のところ、労務単価がどんなふうになるのか教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

現在の基本単価ですけれども、現在行っている単価につきましては、警備員の労務単価ということで7,600円ということで設定をしております。今後はうちの方で新たに設定をする単価につきましては1万2,300円を予定しております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

先程河野委員の関連でいくつか、まず先程8,000万という委託費は今契約してる協環ですかね、そちらに支払ってる額という認識なんですよ。原水及び浄水費のところ、1億ちょっとという数字があった、この中に8,000万も含まれてるわけですよ。今度の委託によって、この中の1億の部分もその委託の中にどっか入ってくるんですか。残りの差額の単純に言えば2,000万ですよ。2,000万の部分も今度契約しようとする部分に何か入ってくるものがあるんですか。ちょっとそここのところ確認したいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

今回、管理業務委託を行うにあたりましては、現在外部委託をしとった分ですね。それにつきましても、効率性の観点から統合をして一括して業務委託の中に入れようかな

というふうに考えておりました、その額は大体1,500万程度ですね、新たに外部発注分を統合して、今回の業務委託の中に含めて入札をさせてもらおうかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

あと2点、今の件で1,500万円というのは、いわゆる機器の点検とか別に発注をした分が1,500万の中に入ってくるという認識でいきたいと思うんですけど、その確認が1つと、第1と第2を集中管理を行うということですけども、そのシステム自体は現状あるんですか、集中管理できるシステムが。その確認したいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

1点目の外部委託の分の発注の内容ですけども、項目でお話をしますと、現在、外部発注しておった分ということで水道水源水質調査業務、それから自家用電気保守点検業務、施設周りの除草業務、あと活性炭交換業務、こういったものは現在外部発注をしておりますが、今回の委託の中に含みたいというふうに考えております。それから1局体制、これにつきましては、本年度にウェブ監視ということでウェブを利用して、その情報を第1浄水場に飛ばすようなシステムを構築するようしておりますので、それが完成した暁には第1浄水場での一括管理は可能かという判断から、今回このような業務委託についてお願いをしているところでございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今のだいたい聞いて分かりました。端的に言うて、これだけ今度集中あるいは一括するから3億6,000万3年間である。今まで分散していたのが、そうなるから減るといのが出てるわけですね。だからそれを一括してこんだけの金額、契約はなるけれども、そういういろんなことを統合していけば、こういうのが減ってきて、何千万、何百万、マイナスになる、あるいは比較して、そういうことをはっきり言うてもらえば分かるわけです。今いろんな部門部門で管理して委託費があったわけ管理費が、だからそういうのをこうするから、そういうのが減ってくるからこういう形になりますというのを端的に言うてくれれば分かりやすいんですけどもできますか。いろんなところで管理とか除草の分があったとか、そういうのをこっちに移すわけだからそうしてもらえばパッと分かるわけです。そういうのが表現してもらえば分かりやすかわけです。分かるかな。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

今回業務を変更して減らないのかという御質問かと思うんですけれども、実際今先程説明をしたように、どうしても今までの単価が安かったものですから、今後入札をしたとしても一般的に考えると減ることはないのかなというふうに考えております。やはりメリットとしましては今説明したように、そういった統合することで業務の効率化であったり、あと透明性であったり競争性であったりそういったものを確保というところを重点を置いて、今回お願いをしてるところでございますので、業務委託につきましては今後も同じような形だと思っておるんですけれども、現在よりは金額的に減ることはないのではないかなというふうには考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確認ですけれども、一部の委託料ですけど、これまでは、先程も言いましたように原水及び浄水費の委託料は1億200万、平成27年度で。今度は3年間で、割ると先程も言いました限度額ですけども1億2,000万ということで、その差が約2,000万くらい1,800万くらいあるわけです。この部分が水道料金に反映されることはないのか、いわゆる他の経費が掛かるということで水道料金の引き上げをせंबはいかんというふうな状況になるということはないのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

今回委託料については上がるというシミュレーションをしておりますけれども、実際うちの中長期計画でも新たな管理業務委託費を入れてシミュレーションをしておるところでございますけれども、その中では、現在のところの収支のバランスはとれているという状況でございます。しかしながら、今後水需要であったりとか老朽施設の更新等、支出の方が掛かってくるというシミュレーションもしておりますので、現在のところは安定的な運営は保たれてる状況ですけれども、今後そういった料金改正についても適正な時期を見誤らないように検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議案第59号について賛成の立場から討論いたします。まずはこの委員会でも指摘がされてたように、委託が1事業所の随意契約であったということで透明性に欠けるのではないかとずっと指摘がされて、それを解消するという形の部分では評価をしたいと思います。それと併せて、これまでの随意契約がずっと契約してた事業所ということで労務単価が低かったという部分では、今回労務単価が上がって委託費用も上がりますけれども、考えてみますとそこには適正な労務単価が支給されるという意味では、違う意味での経済効果があるのではないかなというふうに思います。働く人の適正な賃金を払うという意味でも評価をしたいというふうに思います。ただ先程申しますように、こうした形が水道料金の値上げだとかというところにならないように、ぜひ担当部局としても努力をしていただきたいということを要望いたしまして、賛成討論いたします。

○委員長（西岡克之委員）

次に反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号平成29年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）の採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは平成29年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第67号平成28年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についての結審を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

山口課長。

○水道課長（山口新吾君）

それでは議案第67号平成28年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。決算書の1、2ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入におきましては、予算額7億8,110万7,000円に対し決算額は7億9,765万9,675円となり1,655万2,675円の増収となっております。これは営業収益のうち上水道給水収益の増が主なものでございます。支出におきましては、予算額6億8,876万9,000円に対し決算額は6億6,203万1,375円となり不用額が2,673万7,625円となっております。これは委託料、人件費などの減額が主なものでございます。3、4ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入におきましては、予算額2,141万2,000円に対し決算額は2,853万8,000円となり712万6,000円の増収となっております。これは負担金の増によるものでございます。支出におきましては、予算額4億5,246万1,000円に対し決算額は4億3,651万1,425円となり1,594万9,575円の不用額となっております。これは建設改良費の減額が主なものでございます。なお資本的収入額

が資本的支出額に不足する額4億797万3,425円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,897万7,360円、過年度分損益勘定留保資金1億1,253万7,711円、当年度分損益勘定留保資金1億2,505万643円、減債積立金1億3,905万5,418円、建設改良積立金1,235万2,293円で補填をいたしております。たな卸資産購入限度額の執行額につきましては607万4,278円でございます。5ページをお開き願います。ここに計上しております損益計算書は税抜き計算となっております。営業収支におきましては6,939万5,906円の営業利益となり、営業外収益におきましても6,090万9,437円の利益となっております。その結果、経常収支におきましては1億3,030万5,343円の経常利益となっております。また特別収支におきましては1,383万1,432円の損失となり、以上の結果、当年度純利益は1億1,647万3,911円でございます。これにその他の未処分利益剰余金変動額1億5,140万7,711円を加え、当年度未処分利益剰余金は2億6,788万1,622円でございます。次に6ページでございますけれども、キャッシュ・フロー計算書でございます。下から3番目に記載をしておりますが、当年度資金減少額は1億5,890万3,369円となり、当年度資金期末残高は5億913万6,930円でございます。次に7、8ページをお開き願います。剰余金計算書の1番左に記載をしております項目で申しますと、前年度末残高欄につきましては27年度末残高であり、前年度処分額欄につきましては平成27年度末未処分利益剰余金2億9,206万9,094円のうち剰余金処分として減債積立金に1億3,226万4,125円を積み立てた金額であり、処分後残高欄につきましては剰余金処分後の27年度末でございます。当年度変動額につきましては28年度において補填財源として減債積立金を取り崩した額及び当年度純利益であり当年度末残高欄は平成28年度末の残高でございます。

7ページの下段に記載をしております剰余金処分計算書(案)につきましては、未処分利益剰余金処分額といたしまして、資本金の組み入れに1億5,140万7,711円、減債積立金に1億円、建設改良積立金に1,647万3,911円を積み立てる予定であり、この剰余金処分に関しまして議会の議決を求めるものでございます。

次に9ページをお開き願います。ここには貸借対照表を記載しております。資産の部でございますけれども、固定資産は有形無形固定資産合計で54億360万4,885円、流動資産は現金預金、未収金、貯蔵品、前払費用で合計5億3,517万7,347円で、このうち前払費用は、平成28年度分として日本水道協会へ支払った水道メーター検針員及び水道管等賠償責任に掛かる保険料でございます。以上、資産合計が59億3,878万2,232円となっております。

次に10ページの負債の部でございますけれども、固定負債は企業債引当金で5億9,158万8,002円、流動負債は企業債、未払金、引当金その他流動負債で合計1億7,085万9,603円、繰延収益は長期前受金で19億927万3,371円、これらを合わせまして負債合計が26億7,172万976円となっております。次に資本

の部でございますけれども、資本金は24億9,401万7,950円、剰余金は資本剰余金、利益剰余金、合計で7億7,304万3,306円、これらを合わせまして資本合計が32億6,706万1,256円となっております。負債資本合計は59億3,878万2,232円となり資産合計と一致をしております。

続きまして、決算付属書類につきまして御説明を申し上げます。12、13ページをお開き願います。1、概況につきまして(1)で総括事項を記載しております。(2)議会議決事項は件名といたしまして、27年度剰余金の処分及び決算認定について、次に水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、3番目に29年度の予算、この3件でございます。(3)職員に関する事項につきましては、水道課職員数は局長も含めまして15名でございます。次に13ページでございますが、(4)その他の重要事項ですが、他会計負担金の使途の特定といたしまして、一般会計から消火栓維持管理費176万5,000円につきましては全額職員の給与費に充当をいたしております。次に、2、工事(1)改良工事の概況でございますが、これにつきましては工事の15件分を記載しております。次に14、15ページをお開き願います。3、業務(1)業務量、(2)事業収入に関する事項、(3)事業費に関する事項、につきましては平成27年度決算の比較で記載をしております。金額については税抜きでございます。15ページでございますが、4、会計(1)重要契約の要旨では、先程の工事の概況の主なものといたしまして5件を記載をしております。

次に16ページ17ページをお開き願います。18ページまでまたがりましてけれども、ここには収益費用明細書を記載をしております。金額は税抜きでございます。16ページの水道事業収益でございます。営業収益6億6,778万5,717円、上水道給水収益、水道料金6億2,670万1,915円で、これは給水人口が3万8,271人、給水戸数が1万5,546戸分でございます。自由ヶ丘団地簡易水道料金、水道料金343万2,774円でございます。給水人口につきましては238名、給水戸数につきましては106戸でございます。道の尾温泉団地簡易水道料金、水道料金315万7,291円で、給水人口233人、給水戸数が103戸でございます。次に受託工事収益164万3,789円は修繕工事収入、これは水道管の破損による修繕でございますが、この分の2件の7万3,789円と、メーター器取付工事費157万円、これは131件でございます。その他営業収益3,284万9,948円は、工事許可手数料103万6,000円で227件、竣工検査手数料147万8,000円で同じく227件でございます。他会計負担金176万5,000円、これは消火栓維持管理費353基分でございます。負担金1,257万1,317円、3件でございますが、内訳といたしましては、長崎市よりの水道メーター検針手数料として76万1,220円の4,229件、局長人件費に掛かる負担金といたしまして下水道課より491万3,053円、検針業務負担金といたしまして下水道課より689万7,044円となっております。加入金1,057万9,631円で124件でございます。分岐料535万円で107件でございます。

指定給水装置工事業者指定申請手数料7万円で件数は7件となっております。次に営業外収益7,763万7,522円、内訳といたしまして、受取利息及び配当金、預金利息38万3,882円で、内訳としまして、定期預金の37万9,372円、普通預金の4,510円でございます。長期前受金戻入7,699万3,514円で、内訳は記載の通りとなっております。県支出金委託金10万7,000円、これは権限移譲等交付金でございます。雑収入、その他雑収入15万3,126円、これにつきましては177件分でございます。特別利益、過年度損益修正益2万4,051円で2件でございます。内訳といたしましては、平成27年度雇用保険料戻入金1万9,351円の1件、無届使用4,700円の3件でございます。以上収益合計が7億4,544万7,290円となっております。

続きまして17ページの水道事業費用でございます。営業費用5億9,838万9,811円、原水及び浄水費2億3,321万9,098円。主なものといたしまして、給料、手当、法定福利費の2,561万7,386円、これは浄水係4名分の人件費でございます。委託料1億367万4,503円、主なものといたしましては、浄水場警備及び水道施設管理委託6,720万円、水質検査業務委託780万1,000円、地下水用水調査業務委託880万4,000円。なお調査箇所につきましては、笠山ボーリング、洗切ボーリングでございます。次に修繕費2,582万6,579円の67件、これはポンプ制御盤改修代他でございます。動力費6,404万8,541円、これは浄水場配水池ポンプ室などの電気料金でございます。薬品費570万2,960円、これはポリ塩化アルミニウム、原塩、それに試薬等でございます。次に配水及び給水費8,589万691円、主なものといたしまして、給料、手当、法定福利費の1,196万8,266円、これは工務係2名分の人件費でございます。委託料2,543万5,236円、主なものといたしまして、漏水調査業務委託1,250万円、水道メーター器取付委託料474万8,700円でございます。修繕費4,132万6,166円、内訳といたしまして、配水管漏水修理等3,790万186円の132件、メーター器再生費342万5,980円の2,082戸分でございます。18ページでございます。総係費でございますが7,557万6,167円、主なものといたしまして、給料手当法定福利費4,208万115円、これは局長、課長、業務係の計7名分の人件費でございます。退職手当負担金363万6,698円、これは職員14名分の負担金でございます。委託料1,606万3,238円、主なものといたしまして、検針委託料1,368万4,145円の21万8,152件分でございます。水道料金、下水道使用料、システム保守業務委託63万6,360円、上下水道企業会計システム保守委託35万3,400円となっております。減価償却費1億9,767万974円、有形固定資産減価償却費1億9,393万2,439円、内訳といたしましては建物構築物機械及び装置、車両及び運搬具、工具器具及び備品分でございます。無形固定資産減価償却費373万8,535円、これはダム使用权でございます。資産減耗費464万3,183円、固定資産除却費（支出無）4

20万9,173円、内訳といたしまして構築物機械及び装置分でございます。たな卸資産減耗費16万4,010円、固定資産除却費（支出有）の分ですが27万円、これは東高田ポンプ場付近の架空線撤去工事分でございます。営業外費用1,672万8,085円、支払利息、企業債利息、1,645万5,175円、内訳といたしましては、財政融資資金の1,145万930円の4件分、地方公共団体金融機構資金の269万6,658円の4件分、三菱信用組合230万7,587円の2件分でございます。特別損失1,385万5,483円、退職給付費1,366万円、これは平成26年度末要支給額の5年分割納付分でございます。過年度損益修正損19万5,483円でございます。

19ページですけれども、ここには資本的収入及び支出明細書を記載しております。金額は消費税抜きでございます。資本的収入、負担金2,650万4,800円、内訳といたしまして、分岐工事負担金821万5,000円の35戸分、工事負担金としまして、吉無田三根線街路築造工事に伴う水道施設等の補償金108万9,800円、池山土地区画整理事業における水源負担金1,720万円でございます。資本的支出4億1,550万865円、建設改良費2億7,644万5,447円、内訳といたしまして事務費の1,364万2,557円、これは給料、手当、法定福利費等職員2名分の事務費でございます。改良費2億6,235万6,000円、主なものといたしまして、委託料1,220万円、これは長与町水道事業変更認可申請書作成業務委託1,050万円、電気探査業務委託、本川内郷でございますけれども110万円、本川内接合井築造予定地測量業務委託60万円でございます。路面復旧費1,379万5,000円、これは西高田地区でございますが、高田地区の配水管布設替工事に伴う舗装復旧費2件分でございます。工事請負費2億3,636万1,000円の13件で、主なものといたしまして、三根本川内間導配水管布設替工事の5,555万1,000円、高田地区配水管布設替工事2工区の3,026万2,000円、第1浄水場次亜精製装置電流整流基盤改修工事の2,400万円、丸尾団地内配水管布設替工事2,763万6,000円、丸尾総配水管布設工事の2,382万7,000円でございます。固定資産購入費44万6,890円、量水器購入費28万1,890円、これは151戸分でございます。備品購入費16万5,000円、これはOKシルトフェンスの購入費でございます。企業債償還金1億3,905万5,418円の9件、内訳につきましては、財政融資資金の8,259万1,846円の4件分、地方公共団体金融機構資金の3,646万3,572円の4件分、長崎三菱信用組合2,000万円の1件分でございます。

次に20、21ページをお開き願います。ここには固定資産明細書を記載しております。（1）有形固定資産明細書ですが資金の種類といたしましては、土地、建物、構築物などで28年度末の償還未済高につきましては53億2,262万5,270円でございます。（2）無形固定資産明細書でございますが資産の種類といたしましてはダム使用权及び電話加入権で28年度末現在高は8,097万9,615円でございます。

次に22、23ページをお開き願います。企業債明細書でございますが28年度末に

おける未償還残高につきましては6億6,391万8,546円となっております。

以上が28年度長与町水道事業決算の概要でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。引き続きまして、工事概要につきまして図面におきまして工務係長より説明を申し上げます。なお説明用として図面をお配りしておりますので御参照下さい。なお委員会終了後に図面につきましては回収をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（西岡克之委員）

高橋係長。

○係長（高橋庸輔君）

それでは工事の概況の中で重要契約の要旨の説明をさせていただきます。決算書の15ページ及び、お配りしておりますA3版の図面を御覧下さい。それでは重要契約の要旨の1番目から説明いたします。ナンバー1、三根本川内間導配水管布設替工事です。本工事は、広域水道解散に伴う不足水量を余力のある本川内水源より補填するための導水管を整備し、合わせて老朽配水管、昭和46年布設管などの更新を行い、経費節減及び耐震化を図りました。工事内容といたしまして、導水管口径150ミリ延長721メートル、配水管口径150ミリ延長708.9メートルの施工を行いました。工事費は税込で5,099万5,080円となっております。続きましてナンバー2、高田地区西高田配水管布設替工事2工区ですが、本工事は昭和44年に布設した配水管の老朽化に伴う更新を行い、併せて耐震化を図りました。工事内容といたしまして、配水管口径150ミリ延長399.8メートル、配水管口径75ミリ延長36.7メートル、配水管口径50ミリ延長42メートル及び給水装置口27か所の施工を行いました。工事費は税込で3,268万2,960円となっております。続きましてナンバー3、第1浄水場次亜精製装置電源整流基盤改修工事です。本工事は電源整流基盤の経年劣化、平成元年設置でございます、に伴い滅菌用次亜塩素酸ソーダを精製する日常運転に支障をきたす恐れがあるため更新を行いました。工事費は税込で2,592万円となっております。続きましてナンバー4、丸尾団地内配水管布設替工事です。本工事は昭和48年に布設した配水管の老朽化に伴う更新を行い、併せて耐震化を図りました。工事内容といたしまして、配水管口径150ミリ延長522.5メートル、分岐工事工15か所及び給水装置工48か所の施工を行いました。工事費は税込で2,984万6,880円となっております。最後にナンバー5、丸尾総配水管布設工事、本工事は丸尾配水池系統の配水区域を東高田配水池系統へ変更することで丸尾配水池及び元木ポンプ所及び丸尾送水管の老朽施設を廃止することにより老朽施設の更新及び耐震化を図るものです。工事内容といたしまして、送配水管口径150ミリ延長353.4メートル、流量計室築造工一式、電気計装設備工一式及び給水装置工5か所の施工を行いました。工事費は税込で2,573万3,160円となっております。以上で重要契約の要旨の説明を終わります。

○委員長（西岡克之委員）

説明は以上でよろしいですか。

委員の皆様へ提案いたします。剰余金の処分と決算の認定、質疑を一緒に行いたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

一緒に行いたいと思います。ただ議決は別々にやらなければなりませんので、御理解のほどよろしく願いいたします。それでは質疑のある方、挙手をしてどうぞ。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

補正の方とちょっと関連が出てきて、付属書類の16、17ページから費用の方が出ますよね。いろんな委託とか費用がですね。先程聞いたけども、だからこういう中でこの部類のこの金額がこちらの方に新しい契約方式になってくるから、次年度からこの分がこれだけ、ここの契約の委託先とかなんとかの分がこれだけ減りますよというそういう説明できますかね。あるいはこういう費用がこれからの債務負担行為の中に入ってくるからこの項目の費用は要りませんよとか、そういうのは説明できますか。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員の質疑に対して、項目の変化について、金額等の変化について答えていただければというふうに思います。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

高橋係長。

○係長（高橋庸輔君）

原水及び浄水費の委託料、決算書の17ページです。ここの約1億300万のところ、今回債務負担行為で上げます約1億2,000万という形になります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ここの部分がもうストレートに、単純計算すれば1億2,000万、そういうことになるということですか。他のところはもう関係ないわけですか、他の委託とかなんとかの分は、あるいは雑費とか含めて今まで上がったけども、次年度からこの分の費用がゼロになるとか、そういうことにならないわけ、この分だけでいいんですね。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

今回上げてる分につきましては、ここの委託料の約1,300万、この分が今回の委

託料に該当するものでございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑ある方。

安部委員。

○委員（安部都委員）

15ページ、配水管布設工事につきまして老朽化に伴って耐震化も図るところでございますけれども、これは44年とか、西高田地区、丸尾もそうですけれども40年代に配設されたというところで、30年以上経って大体耐震年数というのはあるんでしょうか。なんか壊れているとかなんとかあったんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

基本的に水道管とか管路につきましては40年というのが耐用年数でございます、実際40年過ぎてる管もございますけれども、実際40年来たから処分するというわけではなくて使えるものについては使っていくと、逆に40年経ってなくても漏水等が多い箇所につきましては、どうしてもそこ一帯が腐食が激しいんじゃないかということで、その分につきまして前倒し改修をしていく、そういったことで臨機応変に改修をしていくというふうに思ってますけれども、基本的には中長期計画での投資計画に基づいて改修の方を行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

まずは12ページの概況で、営業収支において営業利益が6,935万906円となっていると、しかし前年度比で見て2,342万3,626円減額となっておりますということで、ただ16ページの水道事業収益を見ると前年度より収益は多くなってるわけですね。これ減額になった主な理由、2,342万3,626円、前年度からこれだけ減額になっていると、収益のですよ。特に何か大きな問題があったのかなと思って、ちょっとそこら辺がいくつかの要因あると思うんですけども、主な要因はどういうものか少し分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

給水収益の減額でございますけれども、要因といたしましては議案にもあります通り、有効水量、有収率が悪くなったということが給水収益の減になる最も大きな要因ではないかなというふうに試算をしております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

16、17の明細書が分かりやすいので、そこから伺いたいと思いますけども、そういう要因があるということで、数字で見ますと17ページの水道事業費用の修繕費が前年度に比べて非常に多く掛かっているというところが、こうした部分が経費が多くなってどうしても収益が減額になったというふうなところ。やはりこの修繕費が多く掛かるということは、機器の老朽化の問題がやっぱり大きな要因かなというふうに考えられるんですけども、そういうふうな考え方でよろしいのか、また28年度特別に修繕費が多くなった理由が別にあるものなのか、その辺が分かれば伺いたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

委員がおっしゃるとおり修繕費等の支出の方がちょっと増えてはおるんですけども、漏水につきましては28年度につきましては、前年度よりも約67件の増ということで修理件数も漏水件数が多かったということで、その分修繕費用が高くなったということでございます。要因としては、28年の1月に大寒波がありまして、その影響もあって28年度にまたがる部分で漏水が増えていたのではないかなというふうには予測はしております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そうすると天候的な要因も1つはあって、こうした工事、修繕費が多く発生したというふうなところもあると。大雪で管が破裂したというところからでの修繕費の増というふうな形で捉えてよろしいでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

1年過ぎれば老朽もしますけれども、大きな要因としましては委員がおっしゃる通り大寒波の影響が大きいのではないかなというふうに推測をしております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他にありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

川の水と地下水を汲み上げた水道事業となってるわけですけども、今何か所あって、稼働が何か所で、そういうのが今分かりますか。地下水も。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

現在、河川水と地下水と併用して取水を行っておりますけれども、河川水につきましては、長与川の第1浄水場、第2浄水場の取水口からということで、その他のボーリング水、地下水につきましては、町内全域で現在16か所のボーリングを、取水をしている状況でございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

全部今、それがフル回転しておるのか、あるいはちょっと余ってるから1、2か所はそこから汲み上げてないとか、そういう状況等はどうか。修理等々あるいは保つためにいろんな管理体制をちゃんとやるとか、その内容について。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

今回、本川内地区の地下水源、ボーリングを今回第2浄水場の方に持っていくということで計画をしております。これにつきましては、ボーリングの容量としましては1,200トンの分が今回新たに導水管の整備あるいは接合井の整備を行うことで、浄水場に直接ボーリング水を運んでいくような施設を整備をするように予定をしております。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

山口課長。

○水道課長（山口新吾君）

現在16本のうち14本を稼働を行っております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑ございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっとすみません。細かいことで明細書の16ページの収益のところの分岐料、そもそも分岐料というのがどういうものなのかと、前年度に比較してかなり多く分岐料というのが入ってきてますね。前年度30件という説明があつて今回107件というふうな話で、これがどういう理由なのか教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

分岐料につきましては、各家庭に家を建てられて水道を引くときに徴収をさせてもらってる分ですけれども、要因としましては28年度についてはビューテラス、この分が結構家が建ったということで、その分の建築をされる際、分岐料ということで徴収をした関係でこの28年の分については増えているのではないかなというふうに考えております。以上です。

○委員（河野龍二委員）

そういう場合、加入金なんかと同じふうな、加入金というのも水道の引いてもらうときに支払う義務が出てくると思うんですけども、同数にはならないんですか。加入金については124件という話で、この違いも含めてちょっと教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

高橋係長。

○係長（高橋庸輔君）

加入金につきましては全所帯給水装置申込書の数だけ出てきます。分岐料に関しましては、もともと引込みがない家に関して引込みを行う時に本管から引込みを取り直す際に掛かります。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

加入金は水道を引いて欲しいと思う時に払うわけですたいね。分岐料というのは、そこから自宅に管が入ってないという時に工事をしてもらう。加入と分岐は普通同時にされる。加入金の方が多いからいいわけですね。加入はしたけどもまだ分岐してない部分もあるというふうな判断でよろしいんですか。ちょっとそこまで含めてお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

高橋係長。

○係長（高橋庸輔君）

加入金が多くなるのは、分岐がもともとありましたという状態の時、加入金から掛かります。何もない更地からだとならば分岐料、加入金と2つ掛かっている形になります。

他に質疑ありませんか。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今までもちょっと聞いたことあるわけですけれども、この16ページに収益的などころで、この町の事業と本体と自由が丘とか道の尾、出てますけれども、町内にはひよっとしたら独自の組織というか団地というか、そういうのがあったような気がします。そうい

うのがまだ継続的にやって、独自の運営というか、水道事業というか、そういうのがあったような気がしますので、それはそれでまだ残ってずっと自分たちの独自運営でやっているとあるのか、あればそういうところのまた名前なんかをお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

現在、町内で独自で上水道事業じゃなくて独自で運営をしているところですけども、全体で町内で9か所の地域につきまして独自で水道を供給をしている箇所がございます。これにつきましては上水道事業ではありませんので何とも言えないんですけども、継続して今のところずっと取り組むような計画はございません。今現在、自家水源をしている所につきましては、本川内郷にありますオレンジタウン、同じく本川内の木場水道組合、清見が丘、これは平木場郷になりますけども、あとハイツ池下、高田郷です。佐敷川内地区、中通り地区、川頭地区、上平地区というふうな地区が、自家水源で運営をしています。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第67号のうち剰余金の処分についての討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号のうち剰余金の処分について採決をいたします。

本案のうち剰余金の処分について、議案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案のうち剰余金の処分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号のうち決算の認定について討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号のうち決算認定について採決をいたします。本案のうち決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案のうち決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。以上。

場内の時計で15分まで休憩したいと思います。

(休憩 11時01分～11時12分)

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ、委員会を再開いたします。議案第60号平成29年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

濱局長。

○水道局長（濱伸二君）

続きまして、水道局所管下水道課2議案につきまして御審議を賜りますようよろしくお願いたします。まず1点目の議案第60号平成29年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、下水道課長以下関係職員により御説明いたします。

○委員長（西岡克之委員）

山崎課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

それでは御説明を申し上げます。議案第60号平成29年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開き願います。今回の補正につきまして、第2条におきまして当初予算第5条において定めました債務負担行為につきまして、長与浄化センター維持管理委託の期間及び限度額を追加するものであります。内容につきまして御説明申し上げます。例年、単年度契約において委託をしております長与浄化センターの運転管理業務につきまして、今回その業務委託の範囲及び契約の期間を見直すとともに、業者の選定方法につきましても変更を行うものでございます。期間につきましては平成30年から32年までの3年間としております。また限度額につきましては5億8,527万円を予定しております。以上が今回の補正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（西岡克之委員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

今、説明をしていただいたんですが、もう少し詳しく選定方法の見直しというところで、もう一度、詳しく具体的に教えていただきませんか。

○委員長（西岡克之委員）

山崎課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

こちらの業務委託につきまして、例年、随意契約において同じ業者と契約をさせていただいております。そちらにつきまして、今後、競争原理を図る意味とそれから透明性を図る意味も考慮いたしまして、現在の契約方式であります仕様発注から性能発注へ変更するということに加えまして、包括化することによりまして業者の自由度また創意工

夫の余地が大きく、維持管理費の削減または効率的な下水道施設の展開に期待できるものでありますから、技術提案をいただいたところでの業者選定という流れで今後予定をしております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今、技術提案も含めてというふうな説明がされて、そうすると単なる入札で金額が低いという点での業者選定ではないと、いろんなトータル的な部分も含めての判断をされるという形で選定されようとされておるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

御指摘の通りでございます。金額も含めたところで業者の能力、それと金額と合わせたところで、こちらの方が一番町のためになるのではないかというふうな業者を探すようなそういったもの、俗に言うプロポーザル随意契約、公募型になるんですが、こちらの方で進めていくような予定で今おります。もう少し突っ込んだ答えをさせていただければ、単純にここ数年、労務単価の上昇とかがございまして、処理場の運転管理業務委託につきまして起工設計額、入札に上げる前の予算措置上の額、そちらについて27年度で税込で1億と、28年度につきましては1億300万、29年度に至っては1億700万、順調に増加する方で推移してきております。そういった中で包括的民間委託というふうな手法を取る中で、民間業者の創意工夫を得るためには何が必要かというふうな話になるんですが、委託の範囲、先程委託の範囲において見直すというふうなことを申し上げたと思いますが、今まで分割でそれぞれ発注をしておりました処理場の緑化業務、それから脱硫剤及び処分充填作業業務とか、あと保安管理業務、こういったやつを6項目ほど合わせまして、あと町内39か所ございますマンホールポンプの保守点検の業務委託も抱き合わせて、全体的に費用対効果を出すような形で、ただプラスの年間大体7,000万から7,500万ぐらい掛かっております動力費、あと薬品費、こういったユーティリティ経費につきましても、合わせたところで競争原理に掛けるような形で業者を選定をしたいというふうに考えております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そうすると単なる処理場の委託料、27年度決算でいきますと1億2,160万ぐらいですけども、先程の説明ですと管渠費の委託料、マンホールポンプの設備、保守点検だとか、その他いろいろ他の部分も含めて、この委託料の中で今回債務負担行為をしようという委託の中で見ていきたいというふうな形のような考えなんで、今現在、それで

は掛かっている費用がどれくらい、先程のような水道事業の場合は圧縮できない、労務単価がちょっと今まで低かったということと言われてましたけども、下水道の場合は一定そういう全体をまとめると圧縮できる部分というのがあるものなのか、そこまでお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

27年度から29年度までの実績で申し上げます。27年度につきましては委託費のみの話をさせていただきますが、運転管理業務委託、緑化業務委託、脱硫剤引抜処分、充填作業業務、自家用電気工作物保安管理業務、消防用設備点検業務、ボイラー性能検査に伴う点検整備業務、地下タンク液相部総合検査、気相部総合検査それからマンホールポンプの設備保守点検業務委託を合わせましたところで27年度は1億1,000万ほどでございます。28年度になると1億1,500万になります。29年度になると、現在の契約でいくと1億1,900万になります。現在想定をしてる部分につきまして、こういった部分で今回上げさせていただいた分で行きますと1億2,000万ほどになります。これに約7,500万ほどの、先程申し上げましたユーティリティの経費がございます。もともとユーティリティの経費の分というのは、それぞれ見積りをとられたりとかして、そこで経済比較はしてるんですが、とられた業者が業務期間が3年間というふうに今現在予定をしております。そうすると3年間、例えば薬品費とか長期契約になるので、そちらで業者の方としては恐らく経費を圧縮できるのではないかと、そういったのが見込めるところにはなってきます。動力費につきましても九電にお支払いする分になるので、その辺競争原理は働かないのですが、運転の仕方、ピークの電力を抑えたりとかというふうな努力を恐らくされるかと思えます。今何の話をしているかという、この7,500万については発注業者を選定する段階で、その分についてプラス要素で競争原理が働くというふうに考えておまして、トータルでチャラ、同額とまでいかないですけどプラスの要素としては期待できるのかなというふうに考えております。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

水道の時も申し上げましたように、私も15年間、1業者、この1業者が悪いということではなくて、競争原理と透明性を高くした公平な契約ができるようにということできずと訴えてきたわけですけど、今回このような形でやってきていただいたということには、大変感謝をしてるところです。今ちょっとお話を聞いた中で、その数字を足しますとだいたい1億9,000ぐらいで、ちょうどこの限度額の5億8,000ですか、3年間でその数字にちょうどぴったり合うような数字になると思います。そこで提案型の今度は入札制度になると思うんです。これはやはり一般にインターネットとかいろんな分

で公募して業者を選定するのか、そういうマニュアルができてるのかどうか、それについて少しでも分かってる範囲でお知らせいただきたい。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

ただいまの質問についてですが、補正予算の許可が下りてから当然そちらにつきまして、今、要求水準書とかそういった書類をまとめております。体制が整い次第、公募という形をとるといような流れになってくるかと思えます。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今のにちょっと関連するんですけど、公募型のプロポーザルで、最終的に決める段階では総合評価方式かなんかで点数化してきちとした形で出てくるんですかね、選定の過程が。長与に1番いい業者というふうにおっしゃったんですけれども、それがどういう物差しで計られるのか、今後になるんでしょうけど今後の考えをお聞かせ下さい。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

当然技術提案をいただいた中でこちらの方も採点基準というのを整備いたしますので、そういった形で1番点数が高い業者と優先的に交渉するようなそういった流れになるのが、一般的な公募型プロポーザル随意契約方式だというふうに認識しておりますので、そちらを踏襲するような形で考えております。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

今から討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから議案第60号平成29年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

議案第68号平成28年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

それでは平成28年度長与町下水道事業会計決算につきまして御説明を申し上げます。決算書の1ページ2ページをお開き願います。（1）の収益的収入及び支出の収入におきまして、予算額10億3,190万5,000円に対しまして決算額は10億6,159万5,576円となり2,969万576円の増収となっております。これは営業収益に伴う下水道使用料の増が主なものでございます。支出におきましては、予算額9億8,618万9,000円に対しまして決算額は9億3,236万7,331円となり不用額が5,382万1,669円となっております。これは人件費等の減額による営業費用の減が主なものでございます。以上の収益的収入支出の内訳につきましては付属資料の16ページ17ページに税抜き額で記載しております。続きまして3ページ4ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入におきましては、予算額1億2,449万1,000円に対しまして決算額は1億2,880万7,683円となり431万6,683円の増収となっております。これは受益者負担金の増によるものでございます。支出におきましては、予算額4億3,798万8,000円に対しまして決算額は4億478万4,243円となり不用額が3,320万3,757円となっております。これは建設改良費の減額が主なものでございます。以上の収益的収入支出の内訳につきましては付属資料の18ページ19ページに税抜き額で記載しております。なお資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億7,597万6,560円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額927万3,201円、過年度損益勘定留保資金3,705万844円、減債積立金2億2,964万4,919円で補填をいたしております。続きまして5ページをお開き願います。ここに計上いたしております損益計算書は税抜き計算になっております。営業収支におきましては1億8,861万4,761円の営業損失となり、営業外収支におきましては3億1,586万769円の利益となっております。その結果、経常収支におきましては1億2,724万6,008円の経常利益となっております。また特別収支におきましては710万3,736円の損失となっております。以上の結果、当年度純利益は1億2,014万2,272円となり、当年度未処分利益剰余金は3億4,978万7,191円でございます。6ページをお開き願います。キャッシュフロー計算書におきまして、当年度資金増加額は1億1,593万9,436円となり、当年度資金期末残高は15億1,996万4,521円でございます。7ページ8ページをお開き願います。剰余金計算書におきましては、資本金、資本剰余金及び利益剰余金を合わせた資本残高が、前年度末残高42億7,366万8,544円に当年度変動額1億2,0

14万2,272円を加えまして当年度末資本残高は43億9,381万816円となっております。また剰余金処分計算書(案)につきましては、未処分利益剰余金のうち1億2,014万2,272円を減債積立金へ積立て、2億2,964万4,919円を資本金への組入れを行い、合わせて3億4,978万7,191円を処分する予定としておりまして、この剰余金の処分に関しては議会の議決をお願いするものでございます。続きまして9ページ10ページをお開き願います。貸借対照表資産の部、固定資産につきましては有形固定資産及び無形固定資産を合わせまして104億7,539万4,861円となっております。また流動資産につきましては現金預金及び未収金を合わせまして15億3,481万8,269円となっております。以上の資産合計が120億1,021万3,130円となっております。10ページの負債資本の部につきましては、固定負債、流動負債、繰延収益、資本金、剰余金を合わせまして、負債資本合計120億1,021万3,130円となっております。9ページの資産合計と一致しております。続きまして11ページをお開き願います。こちらにつきましては決算書の記載に当たっての注記表をつけております。

続きまして決算付属書類について説明いたします。12ページ13ページをお開き願います。1、事業の概況でございますが、(1)総括事項につきましては記載の通りでございます。平成28年度の純利益といたしましては1億2,014万2,272円でございます。(2)議会議決事項につきましては、平成27年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてと平成28年度長与町下水道事業会計補正予算第1号と平成29年度長与町下水道事業会計予算の3件をお願いしてまいりました。(3)行政官庁認可事項につきましては補助金交付申請に係る2件でございます。(4)職員に関する事項につきましては下水道課職員9名で業務を行っております。続きまして、2、の工事につきましては、改良工事の概況といたしまして現存の下水道施設の改良工事を5件上げさせていただいております。14ページ15ページをお開き願います。3、業務につきましては業務量、事業収入に関する事項、事業費に関する事項に関しまして前年度の比較を載せております。続きまして14ページ、4、会計につきましては500万円以上の契約を8件記載しております。次に16ページ17ページをお開き下さい。下水道事業会計収益費用明細書につきましては予算項目ごとの内訳を記載しております。次に18ページ19ページをお開き下さい。資本金の収入及び支出明細書につきましても予算項目ごとの内訳を記載しております。続きまして20ページ21ページをお開き下さい。固定資産明細書を記載しております。続きまして22ページ23ページをお開き下さい。企業債明細書でございますが企業債93件を記載しております。このうち85件が償還中でございます。なお当年度償還といたしまして2億2,964万4,919円を行い、未償還残高が28億3,788万1,152円でございます。以上で下水道事業会計決算の説明を終わらせていただきますが、重要契約の要旨に記載しております事項につきまして永石建設係長の方から御説明を申し上げます。

○委員長（西岡克之委員）

永石係長。

○係長（永石大祐君）

それでは重要契約の要旨を説明させていただきます。決算付属書類の15ページと今お配りしましたA3の図面を御覧下さい。1番目の長与町公共下水道長与浄化センターの実施設計の作成委託に関する協定ですが、長寿命化計画に基づき、処理場内の水処理施設4系列5系列の電気設備、機械設備の詳細設計を行っております。2番目の長与町公共下水道事業計画策定業務委託ですが、平成33年度までの事業計画の策定及び都市計画決定図書、事業認可申請図書の作成を行っております。3番目の吉無田地区人孔改築工事ですが、吉無田地区のニュータウン入口の交差点から三根方面に少し行った所です。そこで長寿命化計画で改築判定された箇所について、人孔改築を1か所、人孔蓋の改築を6か所行っております。4番目の長与ニュータウン地区取付管改築工事ですが、ニュータウン内の取付管について平成24年度に調査を行い、26年度に長寿命化計画を策定しております。その長寿命化計画により改築判定された取付管のうち43か所を改築しております。5番目の青葉台地区取付管改築工事ですが、青葉台地区内の同じく改築判定された箇所について取付管の改築を30か所行っております。6番目の長与ニュータウン中央地区取付管改築工事ですが、長寿命化計画により改築判定された取付管のうちニュータウン中央地区の取付管の改築を91か所行っております。7番目の長与町公共下水道事業ストックマネジメント実施方針策定業務委託ですが、管路施設及びマンホールポンプ場のストックマネジメントを行うための実施方針を策定しております。8番目の吉無田地区特殊マンホール改築工事ですが、青葉台団地を下りていった県道の脇になりますけれども、ここにある長寿命化計画で改築判定された特殊マンホールの改築を1か所行っております。以上が重要契約の要旨の説明となります。

○委員長（西岡克之委員）

説明は以上でよろしいですか。ないですね。

それでは場内の時計で13時まで休憩します。質疑はその後、行いたいと思います。よろしくをお願いします。

（休憩 11時44分～12時59分）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ委員会を再開いたします。

ただいまより質疑を行います。質疑は剰余金、それと決算、両方とも構いません。質疑のある方は挙手をしてどうぞ。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

決算書の方の1、2ページで、不用額が5,300万ある中で人件費のマイナスということの説明が本会議でもあり、ここでもあったわけですがけれども、これがどういう形

でマイナスがあつてるのか、これはもう今期だけなのか、人数的にずっともう減ったから次年度からもずっといくというようなあれなのか、当年度だけがマイナスなのか、ちょっとその中身、今後の人件費の推移ですか。人数的なものをお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

人件費の減について御説明申し上げます。減った要因といたしましては、構成人員が若返ったことに関して人件費そのものが圧縮されたということと、御一方、昨年度1年間出産されて休まれていたということがございまして、そういった部分が人件費の減につながったというふうなお答えになることとなります。ですので今後これがまた減り続けるのかというふうな話になると、当然その職員構成が変わらないのであれば、それについては減るようなことにはならないというふうに、今年度につきましては、昨年度9名で業務をさせていただいたんですが1名減ったような形になっておりますので、そういった部分は、今年度の総係費の方に反映されるような形になるというふうに答えさせていただきます。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

職員構成員は9名から1名減って8名ということですが、8名でずっといくのか、あるいは9名に戻ってなるのか、ちょっとそこんところの形が、これから今度委託契約いろいろ変わってきてもう8名でいいんですよとか、やっぱりまた9名にせんば仕事量が賄いきらんとか、ちょっとそういうところどうなんですか。

○委員長（西岡克之委員）

局長。

○水道局長（濱伸二君）

その件につきましては人事権になりますので、私共ではあくまでも9名体制を望んで要望はしているところなんですけど、何ぶん人事面でそこは賄い切れないということで、この体制でやってくれということになっておりますので、あくまでも下水道の体制としては9名体制でやっていきたいと考えております。

○委員長（西岡克之委員）

他に。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

そしたら今度は付属書類の方でお尋ねをしながらいきたいと思います。上水の方もあったわけですが、今度は3年間の契約ということで課長の方で詳しく説明をいただきました。1億2,000万にプラス7,000万、動力とか薬品等を含めながら、

そういう説明があったわけですがけれども、付属書類の16、17ページに入りますけれども、処理費の委託費が1億2,300万、これを含めて動力と薬品とかそういうような説明があったわけですがけれども、この決算の今後、この中からどういう形の分が今度は減ってくるのか、ちょっとそこんところが分かるとれば、マンホールのこういうのが入ってますよね、上の方、管渠費かな、そういうのを含めてよろしくをお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

今御質問にあった分についてですが、先程動力費、薬品費を含める費用につきましてというふうなお話をさせていただきましたが、今回委託の中に計上する分につきまして、水質分析、電力料金、上水道、ガス代、あと薬品の部類。あと通信運搬費、備消耗品費、燃料費、これにあと限定的でございますが修繕費を計上しようかなというふうに予定をしております。この費用明細書の中で、どれに当たるのかというふうな話になるとまずもって管渠費の委託料の一部、修繕費の一部、動力費の一部、こういった部分になるかと思えます。ここに今表示をしている処理場費の中でいくと、燃料費、備消耗品費、通信運搬費、光熱費、委託料、修繕費の一部、委託料も一部です。動力費、薬品費というふうな中で数字の動きが出てくるというふうに御理解いただければと思うんですが、この科目自体をなくしてしまうのかというのまでは、まだそこまでは考えておりません。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

本会議で説明があったかと思うんですがけれども、水洗化率が98.8%となって残りがあと187戸となっているんですが、これがどの地域なのかということと、今後これを100%にという予定なのかどうかお伺いします。

○委員長（西岡克之委員）

山崎課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

世帯数といたしまして187世帯ということで、現在下水道区域の中におられる方でまだ水洗に切替えられてない方々が世帯数としてこれだけいらっしゃいます。特定の地区に集中してるというふうなわけではございませんで、町内あちらこちらにそういった形で、まだ改造まで費用を掛けて、経済的に負担されてというところまでいかれてない方々がこれだけいらっしゃいまして、その中で世帯数としては187なんですけど戸数といたしましては125戸です。この中に核家族化とか1人1世帯という方々がいらっしゃるものですから、戸数としては現在把握しておる中で125戸。当然こちらにつきまして今後も引続きお願い、これは広報とか、あと町内の管組合の軽トラックとか町内で仕事されてる管組合の業者とかに啓発のマグネットシートをお渡しいたしまして貼

っていただいて、一応目に付くようにはしていただいております。あとプラスとしては、今後また文書等をお願いということで、働きかけを続けていくようなつもりでおります。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

地域はばらばらだということですがけれども集中してるところというのがないのかと、前年度より120戸、今回平成28年度は増加となっておりますとなっておりますけど、そうすると125戸と言われたので、来年度その事情もあるでしょうから再来年度というところでは出来るようになるのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

ここ数年で水洗に切替えていただいているお宅について、建て替えというのが絡まないことには、なかなか踏切っていただけない部分がございます、そういったものがあるものですから、そういった御事情があられる関係でここ数年で劇的に改善が進むかというのについては、ちょっと難しいのではないかなと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

この120戸は榎の鼻が出来たのも関係するのちちょっと分からないんですけども、やっぱり戸数が増えたことも増収につながっていると理解していいのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

今の御質問の増収というようなことなんですが、こちらにつきましては、当初予算を組む段階で見込みの戸数を想定いたしまして予算の方を組むんですが、増収になった理由といたしましては想定した戸数よりも実際つながれた戸数が増えたことによって使用料が増収したというふうな答えになるところでございます。根拠といたしましては、通常、今いろんなところで使われている推計値、人口推計値について、今後については減少傾向で見込まれるということがあるものですから、なかなか当初予算の時点で戸数が増えるという予想ができなかった部分がございます、結果多くの方々につないでいただいて使用水量が増えて増収につながったというふうに御理解いただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

増えたことで増収につながったということで理解したいと思います。もう1点すいま

せん、本会議で説明があった原価割れ、説明あったんですけどもちょっとよく分からなかったので、原価割れがずっと続いているけどそのままみたいなお話だったかと思うんですけども、そこをちょっと御説明下さい。

○委員長（西岡克之委員）

藤野主事。

○主事（藤野亮君）

質問にお答えをさせていただきます。原価割れをしている状況でこのまま経営を続けてもよいのかという御質問だったと思われませんが、公営企業である以上利益を出すように経営をするというのは間違ったことであると。願わくばトントンであるのが理想の形ではあるかと思うんですけども、現状どうしても収入と比較いたしまして費用の方が高目となっております関係で原価が割れてしまっている状況であります。こちらを漫然と放置しておいていいかということではなくて、当然支出に関しましてはコストの縮減を図れないかとか、あと収入増というのはなかなか難しい問題ではあるんですけども、何とかこちらの方を増やしていくことが出来ないかという検討は、下水道事業会計を行っていく上で必要な考え方ではあるかなとは思っております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

であれば、原価割れは現状あるけれども、原価割れじゃないようにしていくということと進めていくということと理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

藤野主事。

○主事（藤野亮君）

そのとおりでございます。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

初歩的な質問になるんですけども、人孔改築の人孔がちょっと分からないので教えて下さい。意味です。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

人孔といいますのは管路施設、下水道のパイプがございますですね、そちらの要は入口と出口、上流下流側に維持管理ができるように人が入れるそういう構造物がございます。それをマンホールというんですけど、それを漢字で表記すると人孔というふうになるものですからそういうふうに御理解いただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

となると、吉無田地区ではそれは何個とおっしゃいましたっけ。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

補足で御説明いたします。13ページに施工内容を表示した部分がございます、この中で人孔の改築工事というふうなことで該当するのが1番目と5番目になります。1番目につきましては人孔の改築、マンホール自体を改良いたしました部分につきましては1か所です。蓋につきましては6か所交換をいたしております。5番につきましては特殊マンホール、1番目のマンホールは中が丸いんですけど、これはちょっとものが大きくて中が四角いマンホールでございます。大きさが2メートルぐらいあって深さが7メートルぐらいあるようなものでございまして、こちらにつきましては1か所ということで、昨年度人孔のマンホールの改築といたしましてはトータルで2か所、蓋につきましてはそれに付随する分になります。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

下水道の、例えば水洗で改築工事をする時に、町からの補助というのはどのくらいになるんですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

改造費自体に補助金を出すというふうなものではなくて、改造をするのに指定の銀行から借りていただいて、それを返済する分の利息についてうちの方からバックアップする、後押しをするというふうな制度はございます。限度額は一般の家庭が90万円でございます。アパートが180万です。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

15ページの契約のことなんですけど、1つ目の長与町公共下水道浄化センター実施設計の作成委託ですね。第4系列、第5系列ということで聞いたんですけど、内容をもうちちょっと詳しくお尋ねしたいと思います。そして第4、第5というのは計画的にやってるんでしょうけど、今後また他に出てくるのかどうか、それについてお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

こちらの委託の中で詳細設計をしていただいた分についてですが、現在、長寿命化計画ということで目標年度を定めて進めているところの部分になります。それが何かというふうな話になると、先程うちの建設係長の方からお話ありましたが、うちの浄化センターに水処理施設系列6系列あるんですが、そちらの4系列目と5系列目の水処理施設、設備の機械またその電気設備の詳細設計というふうな形になります。今後につきましては今長寿命化計画ということで進めさせていただいているんですが、その後につきましては、また今の事業期間が終わったところで当然続きまして、6系列目がまた耐用年数くる部分がございますので、そちらについてまた計画をまとめたところで改築更新というような形で進めていくような流れになるかと思えます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私も付属書類の方でお伺いしたいと思います。まずは16ページの他会計補助金1億6,500万、交付税に算入されてるというふうなことで下水道に補助というか負担をするんですけども、この金額の根拠、費用の方で有形固定資産の減価償却費と企業利息に充てるということですが、これに基づいて交付税が算入されてるものなのか、それともどちらかの金額が下水道課の方から、これだけの費用だから一般会計にこれだけ出して欲しいというふうなそういうふうな会計の方法になるのか、そこをちょっと会計処理の仕方をお願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

本浦主任。

○主任（本浦友恵君）

お答えします。一般会計繰入金として一般会計からいただいているものについては、地方公営企業繰出金に関する通知の繰出基準に基づいて額を算定しております。こちらの方が一般会計の方に請求をする形になるんですけど、中身が分流式下水道に要する経費と水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費、不明水の処理に要する経費、その他臨時財政特例債についての経費の分をこちらで計算して一般会計の方に請求しております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今の説明ですと、その費用を算出される、そういう項目を説明されましたけど、その費用が何と言いましょうか、そもそも企業利息というのはもう既に決まってるわけですよ、企業利息、払う分。ここに説明費用のところにありますように一般会計補助金か

ら7,400云々を充当しますというふうになってますよね。もう一個上、減価償却費の有形固定資産減価償却費の中にも一般会計補助金9,331万2,123円を充当しますと、先程の説明からすると、ここじゃなくて違う項目でいろいろ算出して1億6,500万必要ですと請求をします。それをここに充てると、たまたま企業利息はもう既に多分その年間払う利息ですから決まってると思うんですけども、その費用を利息に充ててるといふような形で考えていいんですか。ちょっと質問の仕方が申し訳ないけど、私はここで企業利息がこれだけあるからこういう金額をといふような請求をしてると思ったんですけども、そうじゃなくて違う項目で請求をしてその金額を企業利息に充てていふというふうな形のとらえ方でいいですか。

○委員長（西岡克之委員）

本浦主任。

○主任（本浦友恵君）

お答えします。おっしゃる通りの考えでよいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そうすると、恐らく最初にいろんな項目を算出して1億6,500万必要ですというふうにいたしました。最初にそこから企業利息を抜いて、残った分が有形固定資産の償却費に充てられるという考えでいいんでしょうか。なぜ質問するかというと、固定資産の償却費というのは固定である場合といろいろな率で変動する場合がありますので、固定だと同じ金額がずっと償却されると思うんですけども、数字見れば固定してないような感じなんですけど。ですから残った金額を充当してると、償却費の中に。そういうふうな会計処理というふうな形なんですか。

○委員長（西岡克之委員）

藤野主事。

○主事（藤野亮君）

質問にお答えをさせていただきます。先程本浦の方からお答えしました回答にちょっと不正確な部分がございますので改めて御説明申し上げますと、財源となるものは、当初委員がお言葉にされておりました通り、交付税の分、下水道事業分ですね。こちらの算定方法といたしましては下水道事業会計が起債を借入れまして、そちらの元利金を償還していくと。そちらの部分と長与町自体の人口密度、面積と人口ですか、そちらを計算した上で下水道事業分の交付税が決まると。その交付税として一般会計の方に届きましたお金、そちらを下水道事業会計に入れる際の請求といたしまして、先程本浦の方から説明いたしました公営企業の繰出基準というものを基に算定いたしまして請求をしますという形になります。ですので、請求をする費用というのは後払いのような形でもらうものになりますので、いただくお金と当年度支出する額が用途として一致するということ

ではございません。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

分かりました。交付税の中には利息分も入ってきているというふうな考え方があるわけですたいね。ただ請求としてはいろんな項目があって請求しますと。しかし請求するに当たってその請求金額と交付税額が、入ってくる額が一緒ではないというふうな感じで、当然もともと請求する中には利息が交付税の中に算入されてますんで、おおかた利息の払いに回ると、その残額を施設の償却費に回していくという形で捉えていいのか、再度確認させていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤野主事。

○主事（藤野亮君）

算定方法といたしましては、先程申しました通り元利償還金の分に係ってきます。当年度の用途として特定する際には、各繰出基準の算定に当たっては、すみません。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

原口参事。

○参事（原口哲也君）

私の方から少し補足説明をさせていただきます。まず収益費用明細書の中で一般会計の補助金を減価償却費と利息に充ててる金額を書いているのは、まず消費税対策のために書いております。消費税を下水道事業会計は払わなければいけないんですが、もらったお金の用途、使い道によって非課税になったり不課税になったり課税になったりというふうになるわけで、1億6,500万円、ここでは町の方から負担金ということで下水道事業会計に繰出していただいているわけですが、それを例えば物を買うとか物を作るとかいうようなところに使いますと消費税が発生しますので、消費税の方の計算をしなければいけないというようなことになります。補助金というのは元が税金ですのでこれで物を買うと、入ってきたお金の中には消費税8%が入っていないのに、その入っていないお金で税金で8%払ったことにすると、仮払い消費税の方が発生しますので、その分税金が返ってくるというようなことにはなりますが、原資が税金ですのでそれをすると国が税金を取れなくなるので、そういった場合には税金の対象にしないというような形をとります。ですから物を買うというようなことにすると、逆にこちらが税金を余計払わなきゃいけないということになりますので、減価償却費であったりとか利息であった

り、そういう消費税に関係ないところでの用途を特定して税務署の方に消費税をまけてもらうといえますか、これはどこの自治体もやってる手法なんですけど、認められた手法ですから、そういった形でまず上げてるといようなことで理解していただきたいと思います。それからこの補助金なんですけども、実際うちは補助金にあげておりますが実際は負担金という形で、先程から委員もおっしゃってるように、汚水処理をした分の国が払わなければいけない分の負担をしますよといようなことで、交付税の中に組込んで長与町にまず手渡すといようなことになっております。長与町が受ける場合には、現在の交付税の計算方法は人口とか面積とかそういうのが主になっております。そういうのを掛算をして、長与町の方に国は交付税をあげるわけなんですけども、下水道事業としては総務省から出ております負担金の補助基準というのが示されておりますので、こちらとしましては、借りてるお金、起債の一部分を請求できるんですよといようなことで通知が来てますので、こちらとしてはそれを再計算して一般会計の方と交渉をするといようなことになっております。ですから1億6,500万、一般会計に下水道分として入っているのかといような話になろうかと思いますが、それについてはこちらの方では、はっきりしたことは分かりませんが、それに近い金額が入ってるというふうにこちらは理解しているわけですので、一般会計の方にそういう形で請求をさせていただいてるという状況になっております。それをどう使うかといことになってくるわけなんですけども、まずは、先程から言ってますように、先行投資という形で起債といお金を借りてますのでその分の利息に充てると、それから減価償却といのもの、あくまでも資産に対する先行投資を借金という形でしてるわけですからそれに充てますと。そういうふうに充てると消費税も払わなくていいといような形になるといことで、こういった形での決算書の作成になっているといことになります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ありがとうございます。それで12ページの中で5行目、前年度比から営業支出が好転したにも係らずと云々こう書いてます。最後の方に一般会計からの繰入の減額によるものといことで、この減額、このことだといふふうに思うんです。減額の理由、なぜ28年度は減額したのかといところは説明していただければといふふうに思います。町の方がこれだけしか出せなかったといふような判断なのか、それとも請求者そもそもが減額してたのかといところなのか、その辺をお願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤野主事。

○主事（藤野亮君）

質問にお答えいたします。うちの請求の前に、元々の財源の方について考えますと交付税の方になるといことで、付属資料の方の22ページ23ページの方を見ていただ

きますと企業債明細書が載ってございます。こちらを見ていきますと古いものの借入れといたしましては高利率の利子のものが続いておりましたが、年々新しく借入れをするに当たりまして低利子のものに入れ変わってきているというのが見て取れるかとは思いますが、繰入れの財源が交付税、そして交付税の計算するに当たって用いる数値が元利償還金ということを抑えますと、年々低利子のものによっております関係で元々の財源が少しずつ小さくなってきてるのかなという部分はあるのかと思います。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

分からないのでちょっとお聞きいたしますが、22ページ23ページの企業債明細書のところで、この利率というのはだいたい固定なのか、変動でされてるのかというのと、それから償還期間については全てが30年で決められてるのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

藤野主事。

○主事（藤野亮君）

質問にお答えいたします。利率といたしましては、各年度起債を借入れる際にその当時の設定されている利率に基づいて借入れを行っておりまして、償還期限30年というものに関しましては、借入当初より当該返済期間において借入れを行っているものと思えます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

原口参事。

○参事（原口哲也君）

ちょっと補足をさせていただきます。私も今年4月に戻ってきたものですからはっきり覚えていないんですが、ここ10年ぐらいの間、ですから平成15、16年ぐらいよりはそこにありますように大蔵省の資金運用部とかそういったところ、それから公営企業金融公庫というようなところがありまして、そこから借入れたものに対して交付税の措置があって、後々払ったお金の一部が町の方に返ってくるという制度になっておりました。その時には利率も1本だけで決まっておりました。下水道事業でこういったのをする時には何%というふうに決まっておりました、下水道事業で借りる場合には基本的には30年と、それから5年間据置いてからの30年での償還というふうに決まっておりました。これはなんでかといいますと、下水道の施設はまず最初に莫大な投資額が掛かります。浄化センターそれから管をいっぺんに作らないことには、少しずつ作ってもいつまでも下水が流せませんし、そうであると元が取れませんので、いっぺんに浄化センターを作りいっぺんに管を入れなきゃいけない、そういった時にお金をいっぺんに借りますので、そういった借りたお金を返すために、いっぺんに返し始めると皆さんの料金で賄うわけですからその負担が結局大きくなるということになりますので、5年

間は据え置きますよと。その5年の間に浄化センターが出来、管がつながれば料金が入ってくるわけですから、5年後には払えるようになるでしょうというふうな考え方の基に、10年から15年ぐらい前まではずっと起債の借入れというのはそういうルールで決まっておりました。ところが見ていただければ分かるように利息がだんだん下がってきて金融の自由化が始まってきたところで、そういった国が全部締めつけてやるのは止めようというようなことになりまして、途中から、23ページの真ん中辺りから日本郵政公社で借りてるのが2本あるんですけど、そこら辺りからそういうのがちょっとずつ変わってきてまして、こちらで少し選べるような状況ができてきています。最近では地方公共団体金融機構というのを作りまして、そこがお金を貸すというふうな形になっております。下水道を取巻く状況も少し変わってきてますので、先程言いました5年据置きというのも、もう今はどこも浄化センターができ、管がつながってますからわざわざ据置く必要はないと、据置きますと5年間利息だけを払わなければいけなくて元金がいつまでも減りませんから、それだったら料金に跳ね返るだけですので、今払えるんだったら据置きはしなくてもいいですというふうに今はなってると思います。それから30年償還についても、先程から言ってますように浄化センターもでき管もつながって、日本全国あらゆるところに浄化センターもできている状態で落ちついている状態ですので、30年を短くするというようなことも可能にはなっておりますが、下水道事業は、長与町は幸いにも黒字でいっておりますけども全国的には赤字ですので、それを30年で払えるかと、それから人口が減ってきてますので入ってくる使用料が減っていきますから、それに対して30年で均等に払っていけるのかというふうな論議があつてますので、たしか一昨年だったと思いますけども最高60年までは選べるように今なってるんじゃないかと思つてます。起債についてはそういった形がありますので、今後据置いた方がいいのか30年で償還した方がいいのか、早く償還した方がいいのかというのは、人口の推移であつたりとか処理水量の推移であつたりとかを眺めながら、今後、経営戦略を立てていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

大変よく分かりました。ありがとうございます。それで、発行総額に対して総額の累計額というのは全く同額なんですけど、これは利率分を含まれてないのはどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

原口参事。

○参事（原口哲也君）

発行総額というのはあくまでも借入れた最初の全部の額でございますので、これだけをとらえず、発行というのは、起債というのは、長与町がいつぺんにお金を準備でき

ないわけですので国が代わってと言いますか、ここに出てある金融機関が代わってお金を先に渡してくれるという形になりますから、証文みたいな形で発行総額というのはその借りた時の金額になります。償還高はずっと払っていきますから、その分減って今じゃあ残りは幾らなのかというふうなことで償還高のところは書いてあるというふうなことになります。償還高は利息は含まれておりません。元本だけです。

○委員長（西岡克之委員）

ちょっとしばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会再開いたします。

原口参事。

○参事（原口哲也君）

委員の御質問にお答えします。こちらは企業債の元金とその償還についての表ですので、利息分についてはこちらには記載はされておりません。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第68号のうち剰余金の処分についての討論を行います。

まず反対討論ありますか。

次に賛成討論ありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号のうち剰余金の処分についての採決をいたします。

本案のうち剰余金の処分について、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案のうち剰余金の処分について原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号のうち決算の認定についての討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号のうち決算認定について採決をいたします。

本案のうち決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案のうち決算認定について原案のとおり認定すべきものと決しました。

本日の予定はこれで終了いたします。御苦勞様でした。

(散会 13時49分)